

新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口」（コールセンター）の開設

・愛知県では、従来から、一般相談窓口や帰国者・接触者相談センターで、県民・事業者の皆様の疑問や不安に対応してまいりましたが、休業協力要請の実施にあたり、ワンストップで対応するコールセンターを開設して、様々なお問い合わせに即応いたします。

1. 窓口の名称

愛知県新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口」（コールセンター）

2. 設置日

2020年4月16日 14:00~

3. 開設時間

9時から17時（土曜日・日曜日・祝日を含む毎日）

※4月16日（木）、17日（金）は20時まで

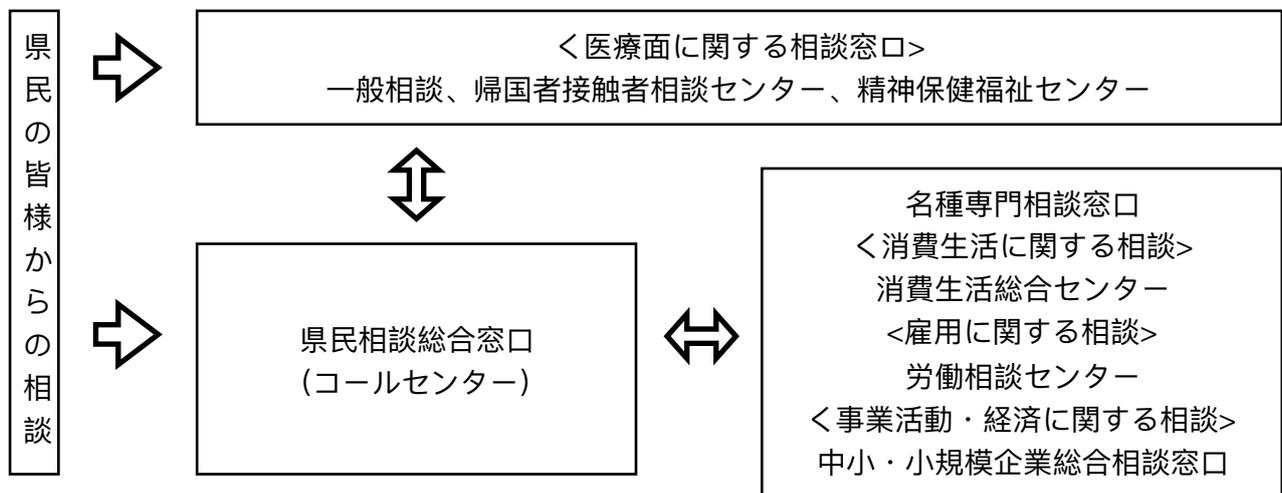
4. 問合せ先

電話番号：052-954-7453

Eメール：sodan-corona@pref.aichi.lg.jp

5. その他：

新型コロナウイルス感染症の医療に関するご相談はこれまでどおり、一般相談窓口及び帰国者接触者相談センターなどで受け付けます。また、より専門的な相談については、担当部署と連携し対応します。



[愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金について]

- ・新型コロナウイルス感染症の休業要請に協力いただける事業者に対する協力金を支給する制度を創設する。

- ・制度の枠組みは、以下のとおり。

対象： 県の要請を受けて休業する地元中小事業者

給付額： 一事業者あたり定額で50万円

スキーム： 協力金の給付は市町村が実施県は、市町村の給付額の2分の1を交付市町村の事務経費の2分の1も補助

- ・協力金の対象とする事業者は、休業要請を行った遊興施設、大学、学習塾、運動、遊戯施設、劇場、集会、商業施設

- ・休業を要請しない食堂、レストラン、喫茶店等についても、休業要請に沿った営業時間の短縮に応じる場合は、協力金を交付。

- ・本日、名古屋市とは協力金の交付について合意。今後、県内の全ての市町村に対し協力を要請。

3. 基本的に休止を要請しない施設 ※別表の「適切な感染防止対策」の協力を要請(特措法第24条第9項)

(1) 社会福祉施設等

施設の種類	要請内容	内訳
社会福祉施設等	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請	保育所、学童クラブ等
	適切な感染防止対策の協力要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)

(2) 社会生活を維持する上で必要な施設 (「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」(令和2年4月7日改正)を踏まえた整理)

施設の種類	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設		卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請、営業時間短縮の協力要請	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※ 営業時間の短縮の協力要請 営業時間短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。(宅配・テイクアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関等		バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等) 等
工場等		工場、作業場 等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等